

Ⅲ－１ 藤井寺水道事業編

1	藤井寺水道事業の概要	——	44
2	原水及び水道水の水質状況、水質管理上の留意点	——	47
3	水質検査地点、水質検査項目及び検査頻度	——	47

1. 藤井寺水道事業の概要

藤井寺水道事業では、給水量の約 50%を大和川水系石川の伏流水を水源とする自己水系の船橋浄水場と道明寺浄水場で浄水処理し、残りの約 50%を水道用水供給事業から受水しています。

なお、船橋浄水場は更新工事を行うため、令和 6 年 8 月（予定）から休止します。

(1) 給水状況

表 1 給水状況（令和 4 年度）

給 水 人 口	64,171 人（令和 5 年 3 月末現在）
普 及 率	100%
給 水 戸 数	26,304 戸（令和 5 年 3 月末現在）
年 間 給 水 量	6,662,626 m ³
一 日 最 大 給 水 量	20,230 m ³ （令和 4 年 12 月 31 日）
一 日 平 均 給 水 量	18,254 m ³
一 人 一 日 平 均 給 水 量	284 L

(2) 主な施設の概要

1) 浄水場

表 2 浄水場の概要

浄水場の名称	船橋浄水場※	道明寺浄水場
水源区分	伏流水（浅井戸 2 基）	伏流水（浅井戸 1 基） 受水
浄水処理方法	凝集沈澱＋急速ろ過	急速ろ過＋紫外線照射
施設能力	7,400 m ³ /日	5,000 m ³ /日
配水池容量	4,000 m ³	7,800 m ³

※ 船橋浄水場は更新工事を行うため、令和 6 年 8 月（予定）より休止します。

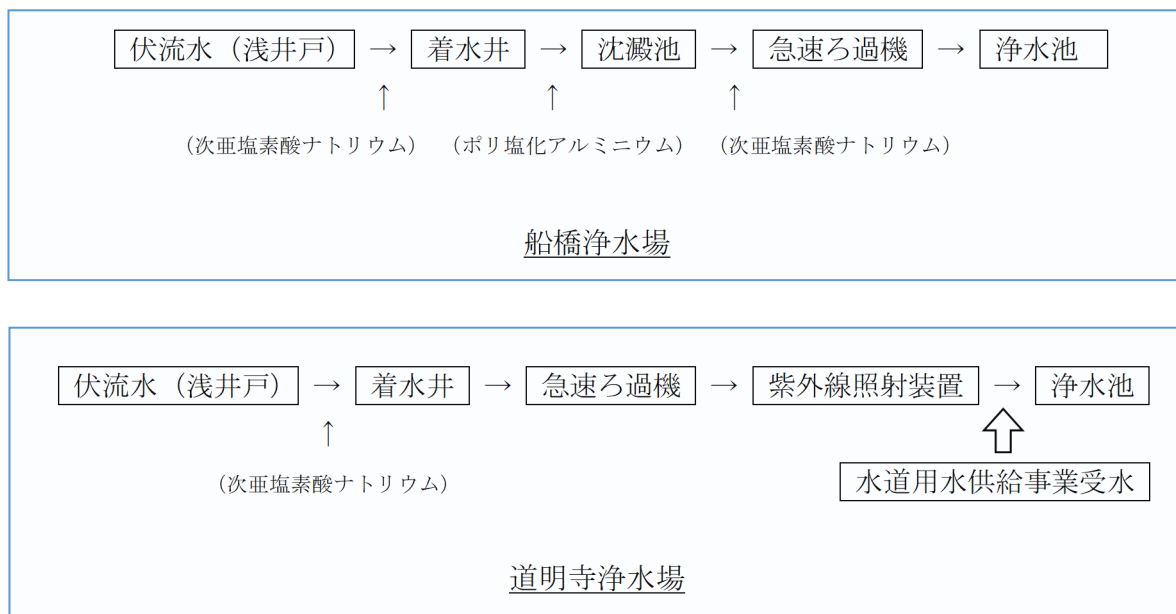


図 1 浄水場の処理フロー

2) 配水場

表 3 配水場の概要

名 称	野中配水場 I	野中配水場 II
水源区分	受水	受水
配水池容量	8,800 m ³ (2池)	2,600 m ³ (1池)

(3) 給水区域図

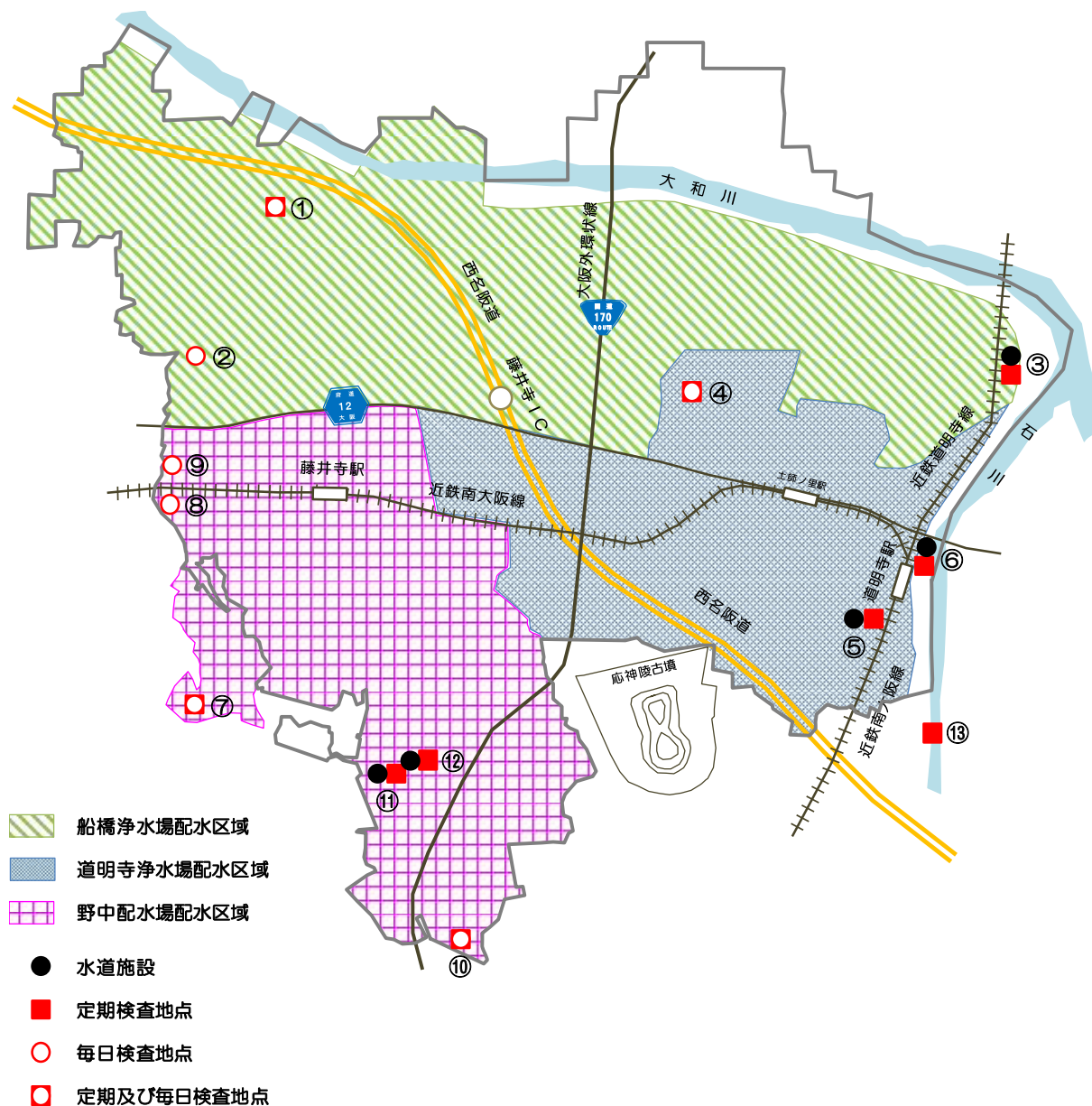


図 2 - 1 給水区域図

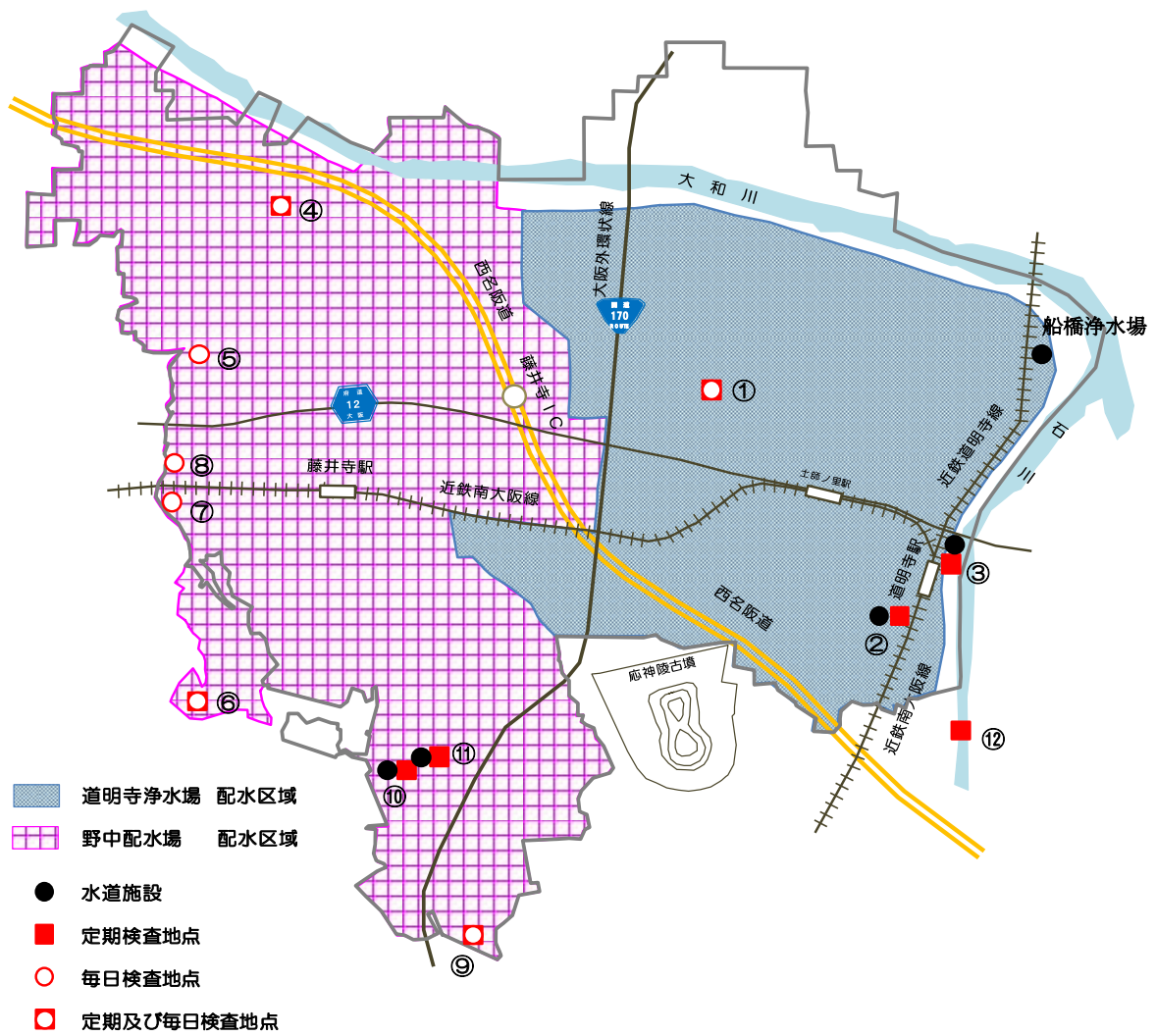


図 2 - 2 給水区域図（船橋浄水場更新工事期間中）

2. 原水及び水道水の水質状況、水質管理上の留意点

(1) 水道用水供給事業からの受水の水質状況

水道用水供給事業では、全量を高度浄水処理水として供給しており、すべての水道水質基準項目について水質基準を満足しています。

(2) 原水の水質状況

船橋浄水場及び道明寺浄水場は、大和川水系石川の伏流水を水源としています。水質は比較的安定しています。

水質管理上の留意点として、船橋浄水場において、地質由来のマンガン及びその化合物が比較的高く検出されていますが、浄水処理工程において除去されています。また、1,4-ジオキサンについて、船橋浄水場の水源井戸では検出されていませんが、近傍の井戸で検出されているため、水源井戸で水質監視を強化します。

(3) 水道水の水質状況

水道水の水質は、すべての水道水質基準項目について水質基準を満足しています。

水質管理上の留意点として、道明寺浄水場において、浄水で水質管理目標設定項目である有機フッ素化合物（PFOS 及び PFOA）が比較的高い濃度で検出されているため、道明寺浄水場浄水及び原水で水質監視を強化します。

3. 水質検査地点、水質検査項目及び検査頻度

(1) 水質検査地点（図 2-1、2-2、表 4-1、4-2）

表 4-1 検査地点

配水区域	No.	検査地点	毎日検査	定期検査
船橋浄水場配水区域 	①	津堂	○	■
	②	小山	○	
	③	船橋浄水場 (1号井戸、2号井戸、混合原水、出口)	—	■
道明寺浄水場配水区域 	④	林	○	■
	⑤	道明寺浄水場 (浄水、受水)	—	■
	⑥	道明寺浄水場 1号井戸	—	■
野中配水場配水区域 	⑦	高鷲	○	■
	⑧	春日丘	○	
	⑨	恵美坂	○	
	⑩	青山	○	■
	⑪	野中配水場 I	—	■
	⑫	野中配水場 II	—	■
	⑬	石川表流水	—	■

表 4-2 検査地点（船橋浄水場更新工事期間中）

配水区域	No.	検査地点	毎日検査	定期検査
道明寺浄水場配水区域 	①	林	○	■
	②	道明寺浄水場 (浄水、受水)	—	■
	③	道明寺浄水場 1 号井戸	—	■
野中配水場配水区域 	④	津堂	○	■
	⑤	小山	○	
	⑥	高鷲	○	■
	⑦	春日丘	○	
	⑧	恵美坂	○	
	⑨	青山	○	■
	⑩	野中配水場 I	—	■
	⑪	野中配水場 II	—	■
	⑫	石川表流水	—	■

(2) 水質検査項目及び検査頻度

1) 毎日検査

色、濁り、消毒の残留効果の確認の検査を 1 日 1 回行います。

2) 定期検査

各検査地点の水質検査項目及び検査頻度の詳細については、表 5-1～5-5、表 6、表 7 を参照してください。

表 5-1 水質基準項目及び検査頻度（水道水：船橋浄水場配水区域）*1

番号	項目	基準値 (mg/L)	法令及び通知に 基づく検査頻度	過去3年間の最高値*3		検査頻度(回/年)		
				浄水場出口	給水栓	浄水場出口	給水栓	
				船橋浄水場 出口	津堂	船橋浄水場*2 出口	津堂	
基01	一般細菌	100集落以下/mL	年12回	0	0	4	12	
基02	大腸菌	検出されないこと		検出せず	検出せず	4	12	
基03	カドミウム及びその化合物	0.003以下	年4回	<0.0003	-	2	—*4*5	
基04	水銀及びその化合物	0.0005以下		<0.00005	-	2	—*4*5	
基05	セレン及びその化合物	0.01以下		<0.001	-	2	—*4*5	
基06	鉛及びその化合物	0.01以下		<0.001	<0.001	2	2*4	
基07	ヒ素及びその化合物	0.01以下		<0.001	-	2	—*4*5	
基08	六価クロム化合物	0.02以下		<0.002	<0.002	2	2*4	
基09	亜硝酸態窒素	0.04以下		<0.004	-	2	—*4*5	
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下		<0.001	<0.001	2	4	
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下		年12回	1.02	1.13	4	12
基12	フッ素及びその化合物	0.8以下		年4回	0.19	-	4	—*5
基13	ホウ素及びその化合物	1.0以下	0.1		-	4	—*5	
基14	四塩化炭素	0.002以下	<0.0002		-	2	—*4*5	
基15	1,4-ジオキサン	0.05以下	<0.005		-	2	—*4*5	
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	<0.004		-	2	—*4*5	
基17	ジクロロメタン	0.02以下	<0.002		-	2	—*4*5	
基18	テトラクロロエチレン	0.01以下	<0.001		-	2	—*4*5	
基19	トリクロロエチレン	0.01以下	<0.001		-	2	—*4*5	
基20	ベンゼン	0.01以下	<0.001		-	2	—*4*5	
基21	塩素酸	0.6以下	0.07		0.08	4	4	
基22	クロロ酢酸	0.02以下	<0.002		<0.002	4	4	
基23	クロロホルム	0.06以下	<0.006		<0.006	4	4	
基24	ジクロロ酢酸	0.03以下	<0.003		<0.003	4	4	
基25	ジブロモクロロメタン	0.1以下	<0.01		<0.01	4	4	
基26	臭素酸	0.01以下	<0.001		0.001	4	4	
基27	総トリハロメタン	0.1以下	0.01		0.02	4	4	
基28	トリクロロ酢酸	0.03以下	<0.003		<0.003	4	4	
基29	ブロモジクロロメタン	0.03以下	0.003		0.005	4	4	
基30	ブロモホルム	0.09以下	<0.009		<0.009	4	4	
基31	ホルムアルデヒド	0.08以下	<0.008		<0.008	4	4	
基32	亜鉛及びその化合物	1.0以下	<0.1	<0.1	2	2*4		
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	0.02	<0.02	2	2*4		
基34	鉄及びその化合物	0.3以下	年12回	<0.03	<0.03	4	12	
基35	銅及びその化合物	1.0以下	年4回	<0.1	<0.1	2	2*4	
基36	ナトリウム及びその化合物	200以下		19.7	-	2	—*4*5	
基37	マンガン及びその化合物	0.05以下	年12回	<0.005	<0.005	4	12	
基38	塩化物イオン	200以下		24.4	21.0	4	12	
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300以下	年4回	92.6	80.6	4	1*5	
基40	蒸発残留物	500以下		167	144	4	1*5	
基41	陰イオン界面活性剤	0.2以下		<0.02	-	2	—*4*5	
基42	ジェオスミン	0.00001以下	発生時期に 月1回	<0.000001	<0.000001	1	1*6	
基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001以下		<0.000001	<0.000001	1	1*6	
基44	非イオン界面活性剤	0.02以下	年4回	<0.01	-	4	—*5	
基45	フェノール類	0.005以下		<0.0005	-	2	—*4*5	
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3以下		0.6	0.7	4	12	
基47	pH値	5.8~8.6	年12回	7.3~7.5	7.1~7.5	4	12	
基48	味	異常でないこと		異常なし	異常なし	4	12	
基49	臭気	異常でないこと		異常なし	異常なし	4	12	
基50	色度	5度以下		<0.5	<0.5	4	12	
基51	濁度	2度以下		<0.1	<0.1	4	12	

表5-2 水質基準項目及び検査頻度（水道水：道明寺浄水場配水区域）

番号	項目	基準値 (mg/L)	法令及び通等に 基づく検査頻度	過去3年間の最高値 ^{*3}			検査頻度(回/年)		
				浄水場出口	受水地点	給水栓	浄水場出口	受水地点	給水栓
				道明寺浄水場 浄水	道明寺浄水場 受水	林	道明寺浄水場 浄水	道明寺浄水場 受水	林
基01	一般細菌	100集落以下/mL	年12回	0	—	0	4	—	12
基02	大腸菌	検出されないこと		検出せず ^a	—	検出せず ^a	4	—	12
基03	カドミウム及びその化合物	0.003以下		<0.0003	<0.0003	—	4	2	— ^{*4*5}
基04	水銀及びその化合物	0.0005以下	年4回	<0.00005	<0.00005	—	4	2	— ^{*4*5}
基05	セレン及びその化合物	0.01以下		<0.001	<0.001	—	4	2	— ^{*4*5}
基06	鉛及びその化合物	0.01以下		<0.001	—	<0.001	2	—	4 ^{*4}
基07	ヒ素及びその化合物	0.01以下		<0.001	<0.001	—	4	2	— ^{*4*5}
基08	六価クロム化合物	0.02以下		<0.002	—	<0.002	2	—	4 ^{*4}
基09	亜硝酸態窒素	0.04以下		<0.004	<0.004	—	4	2	— ^{*4*5}
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下		<0.001	—	<0.001	2	—	4
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下		年12回	1.55	—	1.30	4	—
基12	フッ素及びその化合物	0.8以下	年4回	0.19	0.13	—	4	4	— ^{*4*5}
基13	ホウ素及びその化合物	1.0以下		0.1	<0.1	—	4	2	— ^{*4*5}
基14	四塩化炭素	0.002以下		<0.0002	<0.0002	—	4	2	— ^{*4*5}
基15	1,4-ジオキサン	0.05以下		<0.005	<0.005	—	4	2	— ^{*4*5}
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下		<0.004	<0.004	—	4	2	— ^{*4*5}
基17	ジクロロメタン	0.02以下		<0.002	<0.002	—	4	2	— ^{*4*5}
基18	テトラクロロエチレン	0.01以下		<0.001	<0.001	—	4	2	— ^{*4*5}
基19	トリクロロエチレン	0.01以下		<0.001	<0.001	—	4	2	— ^{*4*5}
基20	ベンゼン	0.01以下		<0.001	<0.001	—	4	2	— ^{*4*5}
基21	塩素酸	0.6以下		<0.06	—	0.07	4	—	4
基22	クロロ酢酸	0.02以下		<0.002	—	<0.002	4	—	4
基23	クロロホルム	0.06以下		<0.006	—	<0.006	4	—	4
基24	ジクロロ酢酸	0.03以下		<0.003	—	<0.003	4	—	4
基25	ジブロモクロロメタン	0.1以下		<0.01	—	<0.01	4	—	4
基26	臭素酸	0.01以下		<0.001	—	<0.001	4	—	4
基27	総トリハロメタン	0.1以下		<0.01	—	0.01	4	—	4
基28	トリクロロ酢酸	0.03以下		<0.003	—	<0.003	4	—	4
基29	ブロモジクロロメタン	0.03以下		<0.003	—	0.004	4	—	4
基30	ブロモホルム	0.09以下	<0.009	—	<0.009	4	—	4	
基31	ホルムアルデヒド	0.08以下	<0.008	—	<0.008	4	—	4	
基32	亜鉛及びその化合物	1.0以下	<0.1	—	<0.1	2	—	4 ^{*4}	
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	<0.02	—	0.02	2	—	4 ^{*4}	
基34	鉄及びその化合物	0.3以下	年12回	<0.03	—	<0.03	4	—	12
基35	銅及びその化合物	1.0以下	年4回	<0.1	—	<0.1	2	—	4 ^{*4}
基36	ナトリウム及びその化合物	200以下		19.0	15.9	—	4	2	— ^{*4*5}
基37	マンガン及びその化合物	0.05以下	年12回	<0.005	—	<0.005	4	—	12
基38	塩化物イオン	200以下		21.3	—	25.1	4	—	12
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300以下	年4回	95.2	43.9	81.9	4	4	1 ^{*5}
基40	蒸発残留物	500以下		174	105	151	4	4	1 ^{*5}
基41	陰イオン界面活性剤	0.2以下	発生時期に 月1回	<0.02	<0.02	—	4	2	— ^{*4*5}
基42	ジェオスミン	0.00001以下		<0.000001	—	<0.000001	1	—	1 ^{*6}
基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001以下		<0.000001	—	<0.000001	1	—	1 ^{*6}
基44	非イオン界面活性剤	0.02以下		<0.01	<0.01	—	4	4	— ^{*5}
基45	フェノール類	0.005以下		<0.0005	<0.0005	—	4	2	— ^{*4*5}
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3以下		0.6	—	0.8	4	—	12
基47	pH値	5.8~8.6		7.0~7.3	—	7.1~7.4	4	—	12
基48	味	異常でないこと		異常なし	—	異常なし	4	—	12
基49	臭気	異常でないこと		異常なし	—	異常なし	4	—	12
基50	色度	5度以下		<0.5	—	<0.5	4	—	12
基51	濁度	2度以下	<0.1	—	<0.1	4	—	12	

表5-3 水質基準項目及び検査頻度（水道水：野中配水場配水区域）

番号	項目	基準値 (mg/L)	法令及び通知に 基づく検査頻度	過去3年間の最高値*3		検査頻度（回/年）		
				配水場出口	給水栓	配水場出口	給水栓	
				野中配水場 I	高鷲	野中配水場 I	高鷲	
基01	一般細菌	100 集落以下/mL	年 12 回	—	0	—	12	
基02	大腸菌	検出されないこと		—	検出せず	—	12	
基03	カドミウム及びその化合物	0.003 以下	年 4 回	<0.0003	—	2	—*4*5	
基04	水銀及びその化合物	0.0005 以下		<0.00005	—	2	—*4*5	
基05	セレン及びその化合物	0.01 以下		<0.001	—	2	—*4*5	
基06	鉛及びその化合物	0.01 以下		—	<0.001	—	2*4	
基07	ヒ素及びその化合物	0.01 以下		<0.001	—	2	—*4*5	
基08	六価クロム化合物	0.02 以下		—	<0.002	—	2*4	
基09	亜硝酸態窒素	0.04 以下		<0.004	—	2	—*4*5	
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 以下		—	<0.001	—	4	
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 以下		年 12 回	—	1.15	—	12
基12	フッ素及びその化合物	0.8 以下		年 4 回	0.14	—	4	—*5
基13	ホウ素及びその化合物	1.0 以下	<0.1		—	2	—*4*5	
基14	四塩化炭素	0.002 以下	<0.0002		—	2	—*4*5	
基15	1,4-ジオキサン	0.05 以下	<0.005		—	2	—*4*5	
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	<0.004		—	2	—*4*5	
基17	ジクロロメタン	0.02 以下	<0.002		—	2	—*4*5	
基18	テトラクロロエチレン	0.01 以下	<0.001		—	2	—*4*5	
基19	トリクロロエチレン	0.01 以下	<0.001		—	2	—*4*5	
基20	ベンゼン	0.01 以下	<0.001		—	2	—*4*5	
基21	塩素酸	0.6 以下	—		0.08	—	4	
基22	クロロ酢酸	0.02 以下	—		<0.002	—	4	
基23	クロロホルム	0.06 以下	—		0.007	—	4	
基24	ジクロロ酢酸	0.03 以下	—		0.003	—	4	
基25	ジプロモクロロメタン	0.1 以下	—		<0.01	—	4	
基26	臭素酸	0.01 以下	—		0.003	—	4	
基27	総トリハロメタン	0.1 以下	—		0.02	—	4	
基28	トリクロロ酢酸	0.03 以下	—		<0.003	—	4	
基29	ブロモジクロロメタン	0.03 以下	—		0.008	—	4	
基30	ブロモホルム	0.09 以下	—		<0.009	—	4	
基31	ホルムアルデヒド	0.08 以下	—		<0.008	—	4	
基32	亜鉛及びその化合物	1.0 以下	—	<0.1	—	2*4		
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2 以下	—	<0.02	—	2*4		
基34	鉄及びその化合物	0.3 以下	年 12 回	—	<0.03	—	12	
基35	銅及びその化合物	1.0 以下	年 4 回	—	<0.1	—	2*4	
基36	ナトリウム及びその化合物	200 以下		16.2	—	2	—*4*5	
基37	マンガン及びその化合物	0.05 以下	年 12 回	—	<0.005	—	12	
基38	塩化物イオン	200 以下		—	19.8	—	12	
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 以下	年 4 回	44.5	49.3	4	1*5	
基40	蒸発残留物	500 以下		111	105	4	1*5	
基41	陰イオン界面活性剤	0.2 以下		<0.02	—	2	—*4*5	
基42	ジェオスミン	0.00001 以下	発生時期に 月 1 回	—	<0.000001	—	1*6	
基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001 以下		—	<0.000001	—	1*6	
基44	非イオン界面活性剤	0.02 以下	年 4 回	<0.01	—	4	—*5	
基45	フェノール類	0.005 以下		<0.0005	—	2	—*4*5	
基46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3 以下	年 12 回	—	0.9	—	12	
基47	pH値	5.8～8.6		—	7.1～7.4	—	12	
基48	味	異常でないこと		—	異常なし	—	12	
基49	臭気	異常でないこと		—	異常なし	—	12	
基50	色度	5 度以下		—	0.5	—	12	
基51	濁度	2 度以下		—	<0.1	—	12	

表5-4 水質基準項目及び検査頻度（水道水：野中配水場配水区域）

番号	項目	基準値 (mg/L)	法令及び通知に 基づく検査頻度	過去3年間の最高値 ^{*3}		検査頻度（回/年）	
				配水場出口	給水栓	配水場出口	給水栓
				野中配水場Ⅱ	青山	野中配水場Ⅱ	青山
基01	一般細菌	100集落以下/mL	年12回	—	0	—	12
基02	大腸菌	検出されないこと		—	検出せず ^a	—	12
基03	カドミウム及びその化合物	0.003以下	年4回	<0.0003	—	2	— ^{*4*5}
基04	水銀及びその化合物	0.0005以下		<0.00005	—	2	— ^{*4*5}
基05	セレン及びその化合物	0.01以下		<0.001	—	2	— ^{*4*5}
基06	鉛及びその化合物	0.01以下		—	<0.001	—	2 ^{*4}
基07	ヒ素及びその化合物	0.01以下		<0.001	—	2	— ^{*4*5}
基08	六価クロム化合物	0.02以下		—	<0.002	—	2 ^{*4}
基09	亜硝酸態窒素	0.04以下		<0.004	—	2	— ^{*4*5}
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下		—	<0.001	—	4
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	年12回	—	1.15	—	12
基12	フッ素及びその化合物	0.8以下	年4回	0.12	—	4	— ^{*5}
基13	ホウ素及びその化合物	1.0以下		<0.1	—	2	— ^{*4*5}
基14	四塩化炭素	0.002以下		<0.0002	—	2	— ^{*4*5}
基15	1,4-ジオキサン	0.05以下		<0.005	—	2	— ^{*4*5}
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下		<0.004	—	2	— ^{*4*5}
基17	ジクロロメタン	0.02以下		<0.002	—	2	— ^{*4*5}
基18	テトラクロロエチレン	0.01以下		<0.001	—	2	— ^{*4*5}
基19	トリクロロエチレン	0.01以下		<0.001	—	2	— ^{*4*5}
基20	ベンゼン	0.01以下		<0.001	—	2	— ^{*4*5}
基21	塩素酸	0.6以下		—	0.08	—	4
基22	クロロ酢酸	0.02以下		—	<0.002	—	4
基23	クロロホルム	0.06以下		—	0.008	—	4
基24	ジクロロ酢酸	0.03以下		—	0.003	—	4
基25	ジブromクロロメタン	0.1以下		—	<0.01	—	4
基26	臭素酸	0.01以下		—	0.004	—	4
基27	総トリハロメタン	0.1以下		—	0.02	—	4
基28	トリクロロ酢酸	0.03以下		—	<0.003	—	4
基29	ブromジクロロメタン	0.03以下		—	0.008	—	4
基30	ブromホルム	0.09以下	—	<0.009	—	4	
基31	ホルムアルデヒド	0.08以下	—	<0.008	—	4	
基32	亜鉛及びその化合物	1.0以下	—	<0.1	—	2 ^{*4}	
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	—	<0.02	—	2 ^{*4}	
基34	鉄及びその化合物	0.3以下	年12回	—	<0.03	—	12
基35	銅及びその化合物	1.0以下	年4回	—	<0.1	—	2 ^{*4}
基36	ナトリウム及びその化合物	200以下		16.6	—	2	— ^{*4*5}
基37	マンガン及びその化合物	0.05以下	年12回	—	<0.005	—	12
基38	塩化物イオン	200以下		—	20.2	—	12
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300以下	年4回	45.0	39.2	4	1 ^{*5}
基40	蒸発残留物	500以下		106	94	4	1 ^{*5}
基41	陰イオン界面活性剤	0.2以下		<0.02	—	2	— ^{*4*5}
基42	ジェオスミン	0.00001以下	発生時期に 月1回	—	<0.000001	—	1 ^{*6}
基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001以下		—	<0.000001	—	1 ^{*6}
基44	非イオン界面活性剤	0.02以下	年4回	<0.01	—	4	— ^{*5}
基45	フェノール類	0.005以下		<0.0005	—	2	— ^{*4*5}
基46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3以下	年12回	—	1.0	—	12
基47	pH値	5.8～8.6		—	7.1～7.3	—	12
基48	味	異常でないこと		—	異常なし	—	12
基49	臭気	異常でないこと		—	異常なし	—	12
基50	色度	5度以下		—	0.6	—	12
基51	濁度	2度以下		—	<0.1	—	12

表5-5 水質基準項目及び検査頻度（原水他）

番号	項目	検査頻度（回/年）						
		船橋浄水場*2		道明寺浄水場	水源	受水*7		
		1号井戸 2号井戸	混合原水	1号井戸	石川表流水	道明寺浄水場 受水	野中配水場Ⅰ	野中配水場Ⅱ
基01	一般細菌	4	4	4	4	1	1	1
基02	大腸菌	4	4	4	4	1	1	1
基03	カドミウム及びその化合物	2	2	2	4	1	1	1
基04	水銀及びその化合物	2	2	2	4	1	1	1
基05	セレン及びその化合物	2	2	2	4	1	1	1
基06	鉛及びその化合物	2	2	2	4	1	1	1
基07	ヒ素及びその化合物	2	2	2	4	1	1	1
基08	六価クロム化合物	2	2	2	4	1	1	1
基09	亜硝酸態窒素	4	4	4	4	1	1	1
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	2	2	2	4	1	1	1
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	4	4	4	4	1	1	1
基12	フッ素及びその化合物	2	2	2	4	1	1	1
基13	ホウ素及びその化合物	2	2	2	4	1	1	1
基14	四塩化炭素	2	2	2	4	1	1	1
基15	1,4-ジオキサン	4*8	2	2	4	1	1	1
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	2	2	2	4	1	1	1
基17	ジクロロメタン	2	2	2	4	1	1	1
基18	テトラクロロエチレン	2	2	2	4	1	1	1
基19	トリクロロエチレン	2	2	2	4	1	1	1
基20	ベンゼン	2	2	2	4	1	1	1
基21	塩素酸	-	-	-	-	1	1	1
基22	クロロ酢酸	-	-	-	-	1	1	1
基23	クロロホルム	-	-	-	-	1	1	1
基24	ジクロロ酢酸	-	-	-	-	1	1	1
基25	ジプロモクロロメタン	-	-	-	-	1	1	1
基26	臭素酸	-	-	-	-	1	1	1
基27	総トリハロメタン	-	-	-	-	1	1	1
基28	トリクロロ酢酸	-	-	-	-	1	1	1
基29	プロモジクロロメタン	-	-	-	-	1	1	1
基30	プロモホルム	-	-	-	-	1	1	1
基31	ホルムアルデヒド	-	-	-	-	1	1	1
基32	亜鉛及びその化合物	2	2	2	4	1	1	1
基33	アルミニウム及びその化合物	2	2	2	4	1	1	1
基34	鉄及びその化合物	4	4	4	4	1	1	1
基35	銅及びその化合物	2	2	2	4	1	1	1
基36	ナトリウム及びその化合物	2	2	2	4	1	1	1
基37	マンガン及びその化合物	4*8	4	4	4	1	1	1
基38	塩化物イオン	4	4	4	4	1	1	1
基39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	2	2	2	4	1	1	1
基40	蒸発残留物	2	2	2	4	1	1	1
基41	陰イオン界面活性剤	2	2	2	4	1	1	1
基42	ジェオスミン	1	1	1	1	1	1	1
基43	2-メチルイソボルネオール	1	1	1	1	1	1	1
基44	非イオン界面活性剤	2	2	2	4	1	1	1
基45	フェノール類	2	2	2	4	1	1	1
基46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	4	4	4	4	1	1	1
基47	pH値	4	4	4	4	1	1	1
基48	味	-	-	-	-	1	1	1
基49	臭気	4	4	4	4	1	1	1
基50	色度	4	4	4	4	1	1	1
基51	濁度	4	4	4	4	1	1	1

表6 水質管理目標設定項目及び検査頻度

番号	項目	検査頻度 (回/年)				
		給水栓	浄水場出口	受水地点	配水場出口	水源
		津堂 林 高鷲 青山	船橋浄水場 ^{*2} 出口 道明寺浄水場浄水	道明寺浄水場受水	野中配水場 I 野中配水場 II	石川表流水
目 01	アンチモン及びその化合物	—	1	1	1	1
目 02	ウラン及びその化合物	—	1	1	1	1
目 03	ニッケル及びその化合物	2	1	—	—	1
目 04	削除	—	—	—	—	—
目 05	1,2-ジクロロエタン	—	1	1	1	1
目 06	削除	—	—	—	—	—
目 07	削除	—	—	—	—	—
目 08	トルエン	—	1	1	1	1
目 09	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	—	1	1	1	1
目 10	亜塩素酸 ^{*9}	—	—	—	—	—
目 11	削除	—	—	—	—	—
目 12	二酸化塩素 ^{*9}	—	—	—	—	—
目 13	ジクロロアセトニトリル	2	1	—	—	—
目 14	抱水クロラール	2	1	—	—	—
目 15	農薬類	—	1	—	—	1
目 16	残留塩素	12	4	4	4	—
目 17	カルシウム、マグネシウム等(硬度) ^{*10}	1	1	1	1	1
目 18	マンガン及びその化合物 ^{*10}	1	1	—	—	1
目 19	遊離炭酸	1	1	—	—	1
目 20	1,1,1-トリクロロエタン	—	1	1	1	1
目 21	メチル-tert-ブチルエーテル (MTBE)	—	1	1	1	1
目 22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	1	1	—	—	1
目 23	臭気強度 (TON)	1	1	—	—	1
目 24	蒸発残留物 ^{*10}	1	1	1	1	1
目 25	濁度 ^{*10}	1	1	1	—	1
目 26	pH値 ^{*10}	1	1	1	—	1
目 27	腐食性(ランゲリア指数)	1	1	—	—	—
目 28	従属栄養細菌	1	—	—	—	—
目 29	1,1-ジクロロエチレン	—	1	1	1	1
目 30	アルミニウム及びその化合物 ^{*10}	1	1	—	—	—
目 31	ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA)	—	(船橋)1 (道明寺)4 ^{*11}	—	—	1

表7 その他項目及び検査頻度

項目	検査頻度 (回/年)						
	給水栓	船橋浄水場*2			道明寺浄水場		水源
	津堂 林 高鷲 青山	1号井戸 2号井戸	混合原水	船橋浄水場 出口	1号井戸	道明寺浄水場 浄水	石川表流水
電気伝導率	12	—	—	4	—	4	4
浮遊物質 (SS)	—	2	2	—	2	—	4
アルカリ度	1	—	—	1	—	1	4
酸度	1	—	—	1	—	1	1
溶存酸素量	—	—	—	—	—	—	4
生物化学的酸素要求量 (BOD)	—	2	—	—	2	—	4
紫外線 (UV) 吸光度 (260nm・50mm)	—	2	2	—	2	—	4
硫酸イオン	—	—	—	—	—	—	4
リン酸イオン	—	—	—	—	—	—	4
全リン	—	2	2	—	2	—	4
アンモニア態窒素	—	4	4	—	4	—	4
全窒素	—	2	2	—	2	—	4
塩素要求量	—	2	—	—	2	—	—
総トリハロメタン (THM) 生成能	—	2	2	—	2	—	—
嫌気性芽胞菌	—	1	—	—	1	—	—
クリプトスポリジウム等	—	—	1	—	1	—	—

- *1 津堂については、船橋浄水場の休止期間中は野中配水場配水区域（野中配水場 I 系統）となります。
- *2 船橋浄水場内の検査地点については年間の検査頻度を記載していますが、船橋浄水場の更新工事に伴う休止期間中は検査を行いません。
- *3 令和2年4月から令和5年3月までの3年間の最高値を指します。ただし、pH値は最低値～最高値で表記します。
- *4 水道法では、過去3年間のすべての検査結果が基準値の10分の1以下の場合には検査頻度を年4回から3年に1回まで頻度減することが可能ですが、年間の水質変動の確認及び継続的な水質評価の観点から、年2回検査を行います。なお、道明寺浄水場浄水とその配水系統の給水栓については、道明寺浄水場更新工事（令和2年度完了）による浄水処理方法変更後の3年間の水質検査結果がないため、頻度減の判断は行いません。
- *5 水道法により送配水施設内で濃度上昇がない項目については、給水栓から浄水場出口、受水地点及び配水場に遡って検査すること（地点代替）が可能です。そのため、給水栓での検査を自己水系統では浄水場出口、水道用水供給事業受水系統では受水地点及び配水場に代替して検査を行います。ただし、腐食性（目27）の算出に必要なカルシウム、マグネシウム等（硬度）及び蒸発残留物については給水栓において年1回検査を行います。
- *6 自己水系については水源が地下水であり、かび臭の原因となる藻類が発生するおそれがないため、また水道用水供給事業受水系については、全量高度浄水処理を導入しているため、検査頻度を年1回とします。
- *7 受水する水道水については、原水と位置づけて基準項目の検査を年1回行うこととされています。なお、水道用水供給事業が行う近傍の水質検査結果を活用することが可能です。そのため、道明寺浄水場受水、野中配水場 I 及び野中配水場 II における原水としての受水の水質検査は、水道用水供給事業が行う浅香山分岐（堺市）の水質検査結果を活用します。
- *8 水質管理の留意項目について、検査回数を増やして水質監視を強化します。
- *9 浄水処理において二酸化塩素を使用していないため検査を省略します。
- *10 水質基準項目と重複した項目です。
- *11 水質管理の留意項目について検査回数を増やし、原水（1号井戸）においても年4回検査を行い、水質監視を強化します。

水質検査計画 藤井寺水道事業編に対するご意見・ご質問は…



大阪広域水道企業団 藤井寺水道センター
(藤井寺市役所内)

電話：072-939-1314 FAX：072-939-7036

住所：〒583-8583 大阪府藤井寺市市岡1丁目1番1号